

瑞穂市清流長良川100kmウォーク大会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂市清流長良川100kmウォーク大会要綱第7条に規定する、「瑞穂市清流長良川100kmウォーク（以下「本大会」という。）」の大会規則、禁止事項及び注意事項等として必要な事項を定める。

(参加の心得)

第2条 参加者は、自己責任で体調を管理し、本大会当日、体調不良の場合は参加を控える。

2 参加者は、本大会当日までに別紙に定める参加申込書を「瑞穂市清流長良川100kmウォーク事務局（以下、「事務局」という。）」に提出しなければならない。

(コース及び交通規則の遵守)

第3条 決められたコースを通過し、歩道のあるところでは歩道を通行し、信号機及び交通規則に従って通行する。

(照明器具の持参及び点灯の義務)

第4条 安全確保のため、携帯照明器具（ライト・懐中電灯など）を持参し、夜間の歩行時は必ず点灯する。

2 参加者は、配布された反射材付ゼッケンを必ず装着する。

(安全配慮の義務)

第5条 交通事故、その他の事故に充分注意し、自らの危機管理には最善の対処をする。

(体調不良時の棄権)

第6条 体調不良を起こした場合は無理をせず、勇気を持って棄権する。

(棄権時の対処)

第7条 棄権をするときは、原則、チェックポイントのみで受け付ける。

2 やむを得ずチェックポイントへ辿り着けない場合は、事務局へ連絡の上、状況に応じた移動手段を相談する。

3 棄権者は、受付を済まさずに無断で帰宅をしてはならない。

(走る行為の禁止)

第8条 原則として、走ることを禁止する。なお、歩道の横断等の安全面にお

いてやむを得ない場合はこの限りでない。

2 参加者及びボランティアスタッフは、前項に規定する走る行為を行う参加者を目撃した場合、速やかに、事務局へ報告をする。

3 前項により報告を受けた事務局は、速やかに当該者に対し警告及び注意を促すこととし、同一の者に対して再度報告を受けた場合には、当該者を失格とすることができる。

(迷惑行為の禁止)

第9条 健全な大会運営を維持するため、他人に迷惑の及ぶ恐れのある以下の行為を禁止する。

(1) コンビニ等の店舗内駐車場の枠内や車止め等での休憩

(2) ゴミ等の不法投棄

(3) 歩行喫煙

(4) 夜間における騒音を伴う行為

(5) その他一般的な公衆道徳から逸脱し、他人に迷惑を及ぼす行為

(危険行為の禁止)

第10条 事故のない安全な大会運営を維持するため、交通事故等の発生の恐れがある以下の行為を禁止する。

(1) 信号無視

(2) 横断歩道のない車道の横断

(3) 見通しの悪い箇所での飛び出し歩行

(4) 並列歩行や自動車等による伴走などの他の歩行者などの妨げになる行為

(5) その他道路交通法に定める違反行為

(過度な支援行為の禁止)

第11条 大会参加者に対する参加者以外の者が行う支援行為について、本大会の大会要綱第2条に規定する大会趣旨に反する過度な支援行為はしてはならない。なお、自力歩行を妨げず、参加者の心の支えとなる応援はこの限りでない。

(参加者交代の禁止)

第12条 参加者の途中交代はしてはならない。

(参加申込方法)

第13条 参加者は、大会運営に関する必要事項を記入の上、郵送及びメールにより参加申込をすること。なお、事務局の指定する方法による支払完了をもって参加申込の受付完了とする。

(当日申込の不可)

第14条 参加者は、指定された期間内に本大会の申込み及び支払完了を条件とし、当日の申込み参加は不可とする。

(当日不参加の連絡)

第15条 参加者は、大会当日にやむを得ず不参加となる場合、その旨を事務局へ連絡しなければならない。

(遅刻の場合の取扱い)

第16条 本大会当日の受付終了時刻までに受付を完了しなかった者は、失格とする。

(申込者以外の参加)

第17条 本大会には、申込者以外の参加はすることが出来ない。

附 則

この大会規則は、公表の日から施行する。